

令和7年度 京都市立京都京北小中学校「学校いじめの防止等基本方針」

令和7年4月8日策定

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は生徒たちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての生徒が、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

本校では、国に於ける基本方針の改定を踏まえ、「いじめ」の定義を「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、京都市の「一人一人の生徒を徹底的に大切にする」という理念の基、本市での「いじめ」に対する現状分析や課題及び学校が実施する施策を踏まえ、「いじめ」の積極的認知を行う。「けんか」や「ふざけあい」についても、「いじめ」から除外せず、組織的に対応することを通して、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、生徒の育成に関わる全ての者が、次の4点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の生徒は、他者間の人間関係構築について苦慮している状況が多く見られる。発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決にあたっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速且つ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。
- ④ 教職員は、いじめは明らかな人権侵害であるという認識のもと、被害生徒やその保護者に寄り添いつつ、毅然とした態度で指導を行うこと。

2 いじめ対策委員会

① 委員会名 京都京北小中学校いじめ対策委員会

② 構成員（職名又は校務分掌）

学校長・教頭（前期・後期）・生徒指導主任（前期・後期）・補導主任・後期課程学年主任・養護教諭（前期・後期）・スクールカウンセラー（必要に応じて）

③ 構成員の役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報の共有や解消に向けての取組についての保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応

- ・関係機関、専門機関との連携対応
- ※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

④ 開催時期

- ・定例委員会は第一火曜日（緊急対応の場合は、この限りではない。）
- ・各研修会・会議等の情報交換時に適時行う。

⑤ 生徒・保護者への周知方法

- ・保護者へは、教育課程説明会、学校便り・HP上で周知する。
- ・生徒へは、2～9年生へは始業式で、1年生へは担任を通じて、またHP等を通じて周知する。
（ただ、どの教職員に相談しても良いことを合わせて知らせる）

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止

① 学習環境の整備

- ・落ち着いて学習できる環境作り
（掲示物の精選・洗練、美化作業、整理整頓の習慣）
- ・教室外の整理整頓、機能性の見直し

② 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・全ての生徒に習得すべき基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。

③ 道徳教育・人権教育の充実

- ・人権学習を通して同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う。互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を養う。
- ・年2回の人権教育週間を設定し、いじめ・外国人・朝鮮半島にルーツをもつ人々・同和・男女平等など、社会に存在する様々な人権問題を系統的・計画的に学習する機会を設けると共に、それらを保護者に公開することで、家庭と連携した人権教育を推進する。
- ・道徳実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。また、いじめは絶対許さないことや命の大切さを題材とした道徳授業を実践し保護者への公開授業を通して、保護者に理解や協力を求める。

④ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動を中心とした、生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め、自己実現につなげる指導を進める。
- ・伝統文化体験・職業体験・ボランティア活動・地域のまつりや行事への参加を通して、地域や社会に生きる人とのつながりや絆等を体感させる。
- ・京北ふるさと未来科（生活科、総合的な学習の時間等）を通して自他の生命を尊重する活動を推進する。

⑤ 生徒同士の絆づくり

- ・日々の学級活動において、生徒一人一人が関わり活躍する場を設定し、互いに信頼し合い、尊重し合える態度を育成する。
- ・体育祭、文化祭等学校行事を通して、上級生が下級生の手本となる場面を設定し、相互信頼の関係を育成する。
- ・セカンドステージ以上の生徒に部活動への参加を奨励し、活動を通して異学年でのよりよい人間関係を学ばせる。

⑥ 生徒へのはたらきかけ

- ・ 外部講師を招いての非行防止教室の実施。
- ・ 普段の生活や授業で、互いの意見を尊重する態度の育成

⑦ インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・ 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を保護者にも伝える。
- ・ ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

① 日常の生徒に関する情報共有

- ・ 週1回程度生徒指導委員会を開き、定期的に生徒の状況や変化について情報の共有や対応の検討をする。
- ・ 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・ 教職員は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については些細なことや疑いも含め、いじめ対策委員会等での情報交換を行い、全教職員で共有する。情報伝達・共有に関しては必ず記録をとるようにする。また、保護者や地域との連携を丁寧に行い、生徒の変化を早期に発見する。

② 生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・ 学校評価アンケート（7月・1月）といじめに関するアンケート（6月・11月）を実施。4～9年生については、クラスマネジメントシート（9月・1月）も活用する。
- ・ 学校評価の生徒によるアンケートにおいて、「いじめ」関連の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

担任は積極的に教育相談活動を行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握・分析し生徒観察に努め、事後の指導を行う。

③ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・ アンケートの結果から気になる生徒には個別に聞き取りを行う。
- ・ アンケート結果を生徒指導主任、ステージマネージャー、学年主任、管理職が確認し、結果の検証及び組織的な対処につなげていく。
- ・ いじめの疑いがあった場合は、いじめ対策委員会を開き、情報を共有するとともに、対応を検討する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今日の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、被害生徒の支援や加害生徒への指導、周りの生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、全職員で情報を共有し、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 委員会メンバーの生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・生徒同士の絆づくり
- ・週1回の生徒指導委員会での情報共有
- ・授業改善
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った
指導

【生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・きまりの遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携して進める。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し、「非行防止教室」「ケータイ安全教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・誹謗中傷の発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ネット上で関わりをもった生徒を把握する。
- ・被害生徒への支援、加害生徒への指導体制をとる。
- ・被害及び加害生徒の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害生徒及び保護者への支援を行う。
- ・加害生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては警察へも連絡を入れる。

④「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続しているのかを観察する。
（教職員はその間被害生徒と加害生徒の様子を注視する）
- ・被害生徒やその保護者が心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。
- ・いじめの解消と認定しても、いじめ対策委員会等で、現状を確認していく。

（４） 教職員の資質能力向上の取組

① 内容

- ・京都京北小中学校「学校いじめの防止等基本方針」の徹底
- ・事例をもとにした実践研修（未然防止に向けて）
- ・各学年の気になる生徒の情報交換
- ・校外研修

② 実施時期

- ・生徒指導研修（年２回）
- ・月１回の定例職員会議後にいじめを意識した情報交換を行う。

４ 保護者・地域、関連機関との連携

（１）保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や京都京北小中学校「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による生徒の観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業・ＰＴＡ研修会への参加呼びかけをＰＴＡの協力のもと進める。

（２）地域・家庭との連携の推進に向けて

いじめ問題が起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係、地域での様子等情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

（３）関係機関との連携の推進に向けて

- ・ＰＴＡとの連携のもと、いじめやそれにつながる事象についての理解を深める家庭教育学級やＰＴＡ研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させ

ると共に、児童相談所との連携も図り、加害生徒・被害生徒の精神的ケアを図る。

- ・平素からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。
- ・学校運営協議会はぐくみ部会の「朝のあいさつ運動」に生徒会も参加し、互いに連携していく機会を増やす。
- ・PTAを中心とした街頭人権啓発活動を行う。
- ・学校運営協議会・地域少年補導委員会をはじめ、地域の諸団体と連携し、生徒と地域との交流の会を設定することを通して、地域が子ども見守り隊としての役割を担ってもらえるようにする。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査・必要に応じた適切な保護者への情報提供・京都市教育委員会への調査結果の報告・調査結果をふまえた適切な措置・同種の事態発生への防止に向けた取組をすみやかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	○職員会議 ・学校いじめの防止等基本方針の共有 ・年間計画と役割の明確化 ・いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有 ○生徒指導委員会・いじめ対策委員会① ・校内体制や組織的対応の共有 ・生徒、保護者への広報について ○生徒指導校内研修会① ・気になる生徒の共有 ・学校評価項目の確認	【共通】 ○始業式・入学式 ・いじめ対策の取組内容、委員の紹介等 ○学級開き ○各学級で生徒に説明 ○学級目標決め ○学年・ステージ集会 ○学校生活オリエンテーション	○前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で確認と共有	○授業参観 ○学年懇談会の中で保護者啓発

5	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会② ・いじめ等、気になる生徒の様子の確認 ・記名式いじめアンケートの実施に向けて ・教育相談の実施に向けて	【共通】 ○憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ○生徒総会 【４・７年】 ○ピアサポート学習 【９年】 ○修学旅行		○憲法月間「学校だより」で啓発 ○ＰＴＡ総会 ○学校運営協議会①
6	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会③ ・記名式いじめアンケートの結果の共有と対策 ○職員会議 第１回学校評価の実施に向けて	【共通】 ○授業参観で道徳の授業公開 ○体育祭 【６年】 ○情報モラル教室 【後期課程】 ○非行防止教室	○第１回記名式いじめアンケートの実施 ○教育相談月間（個別面談）①	○保護者向け啓発パンフレット配布 ○授業参観（道徳の授業公開）
7	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会④ ・教育相談の結果の共有と対策	【共通】 ○夏季休業を迎えるにあたっての心構え ○学年集会、ステージ集会 ○サマースクール 【５年】 ○非行防止教室 【６年】 ○薬物乱用防止教室 ○宿泊学習		○個人懇談会 ○学校評価の実施
8	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑤ ・夏季研修に向けて ・いじめ防止プログラムの見直しと確認① ＰＤＣＡサイクル ・クラスマネジメントシートの実施に向けて ○生徒指導校内研修会② ・１学期のいじめ事案の経過の共有 ・いじめ防止プログラムの見直しの共有① ＰＤＣＡサイクル			
9	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑥ ○職員会議 ・第１回学校評価の結果の共有・対策		○第１回クラスマネジメントシートの実施	

10	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑦ ・記名式いじめアンケートの実施に向けて	【共通】 ○生徒会選挙 ○文化祭 【5年】 ○宿泊学習		○学校運営協議会②
11	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑧ ・年間取組の見直し ・記名式いじめアンケートの結果の共有・対策 ○職員会議 ・気になる生徒の経過の共有と対策の考察	【8年】 薬物乱用防止教室 【5・7・8・9年】 ○ケータイ教室	○第2回記名式いじめアンケートの実施 ○教育相談月間（個別面談）②	
12	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑨ ・教育相談の結果の共有、対策の検討 ・いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル ○生徒指導校内研修会④ ・いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル	【共通】 ○学年集会、ステージ集会 ○参観授業で人権にかかわる授業公開・PTA会員子育て講演会の実施		○人権学習参観 ○PTA研修会として講演会等実施 ○人権月間「学校だより」で啓発 ○学校評価の実施 ○個人懇談会
1	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑩ ・クラスマネジメントシートの実施に向けて ・2学期のいじめ事案の経過の共有		○第2回クラスマネジメントシートの実施	○PTA家庭地域教育講座
2	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑪ ・次年度基本方針案の作成 ○生徒指導校内研修会⑤（年間反省） ・今年度の取組の反省と次年度への課題 ・気になる生徒の経過の共有と次年度への課題の考察 ○職員会議 ・第2回学校評価の結果の共有・対策			○入学説明会で校長から講話 ○授業参観
3	○生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑫ ・いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル ○職員会議 ・いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル ・次年度の基本方針案の確認	【共通】 ○9年生を送る会 ○前期課程修了式 ○卒業式 ○学年・ステージ集会	○アンケート原本の保管（5年保存）	○学校運営協議会

- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。
- ※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。